

重要

令和6年3月

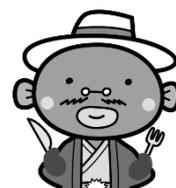
我孫子市教育委員会より
保護者のみなさまへ

令和6年度第3子以降の 学校給食費無償化の手続きについて

無償化を受けるためには、毎年度保護者による申請が必要です。

【無償化の条件】令和6年4月1日以降、①～④すべてを満たしている児童生徒

- ① 保護者が小学校1年生以上の子を3人以上扶養しており、上から3番目以降の子であること
- ② ①の子が我孫子市立小中学校で給食の提供を受けていること
- ③ 生活保護を受給していないこと
- ④ 令和5年度までの学校給食費に滞納が無いこと
(令和6年度新生児については除外)



上記の条件に該当し、令和6年度分(1年間分)の給食費の無償化を希望する方は、令和6年3月16日以降に「ちば電子申請サービス」(裏面参照)から手続きを行ってください。

下記期限を過ぎてからも随時申請は可能ですが、無償化が適用される期間が短くなりますのでご注意ください(5月分以降からの適用となります。)

令和6年度分(1年間分)給食費無償化のための申請期間

令和6年3月16日～4月15日23時59分まで

(ちば電子申請サービスから申請をお願いします)

申請についての詳細は裏面をご確認ください。

※市ホームページでもご案内しています。



制度や申請方法についてご不明な点や
ご相談等がある場合は、右記お問い合
せ先までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

我孫子市教育委員会 学校教育課
保健給食係 給食費補助金担当
TEL 04-7185-1267

手続きについて

(対象となるお子さん 1 人ずつの申請が必要です。)

無償化の希望者は**自己申請制**となります。学校を通しての書類のやり取りは行いませんのでご注意ください。

◆申請方法

ア. 我孫子市ホームページから「ちば電子申請サービス」を使って申請

下記 QR コードからアクセスの上、申請してください。

《ちば電子申請サービス》



令和 6 年度分（1 年間分）の申請締切は
4 月 15 日（月）23 時 59 分まで

※「ちば電子申請サービス」による申請後、「申請受理のお知らせ」メールが届きます。メールが届かない場合は申請が完了していませんので、必ず受理メールが届いていることを確認してください。（メールが受信できる状態に設定しておいてください。）

イ. 我孫子市ホームページから必要書類をダウンロードし、書面で申請

上記ア. の方法による申請によらない場合には、我孫子市ホームページから必要書類をダウンロードの上、書面（郵送又は持参）により教育委員会へ提出してください。

下記 QR コードから市ホームページにアクセスできます。

《我孫子市ホームページ》



令和 6 年度分（1 年間分）の申請締切は
郵送：4 月 15 日（月）消印有効
持参：4 月 15 日（月）午後 5 時まで

◆留意事項

★扶養しているお子さん（我孫子市立小中学校に在籍している場合は不要）の健康保険証（被保険者証）をご用意ください。健康保険証(被保険者証)の写しに「記号番号」が見えないようにマスキングしたものを申請にお使いください。

★4 月 1 日以降、就職等によりお子さんの扶養状況が変わった場合は、「変更届」を必ず教育委員会へ提出してください。（様式は市ホームページに掲載）

無償化の条件から外れた日の属する月の翌月分から、給食費を学校に納入する必要があります。変更届の提出が遅れた場合、無償化の条件から外れた日まで遡って決定を取消し、給食費を学校に納入いただきます。

★年度の途中で新たに無償化の条件を満たすことになった場合には、上記申請方法により速やかに申請してください。

申請が遅れた場合は無償化の対象期間が短くなってしまうため、ご注意ください。

（例）転入、新たに扶養する子が増えた、無償化を申請する前の未納分の給食費を完納した、生活保護受給者でなくなった場合など

★第 3 子以降のお子さんが就学援助費、特別支援教育就学奨励費を受ける場合にも、無償化の申請が原則必要になりますのでご注意ください。